

陸上自衛隊における感染症対策に関する達

平成 11 年 9 月 13 日
陸上自衛隊達第 92—7 号

改正 平成 16 年 3 月 23 日達第 92—7—1 号 平成 18 年 7 月 26 日達第 122—211 号
平成 19 年 3 月 30 日達第 92—7—2 号 平成 20 年 5 月 29 日達第 92—7—3 号
平成 20 年 7 月 23 日達第 122—228 号 平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号
平成 23 年 2 月 16 日達第 92—7—4 号 平成 23 年 4 月 1 日達第 32—19 号
平成 26 年 7 月 4 日達第 92—7—5 号 令和 3 年 3 月 15 日達第 122—315 号
令和 5 年 4 月 28 日達第 92—7—6 号

自衛隊における感染症対策に関する訓令（平成11 年防衛庁訓令第27 号）第 11 条の規定に基づき、陸上自衛隊における感染症対策に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 磯島 恒夫

陸上自衛隊における感染症対策に関する達

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）
- 第 2 章 感染症の予防（第 10 条・第 11 条）
- 第 3 章 患者等に対する医療（第 12 条—第 16 条）
- 第 4 章 報告等（第 17 条・第 18 条）
- 第 5 章 雑則（第 19 条・第 21 条）

附則

別紙

- 第 1 感染症の区分と種類
- 第 2 患者等の取扱い
- 第 3 平素における防疫措置
- 第 4 発生時の防疫措置
- 第 5 感染症発生詳報
- 第 6 感染症発生月報
- 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 陸上自衛隊における感染症対策については、自衛隊における感染症に関する訓令（平成11 年防衛庁訓令第27 号。以下「訓令」という。）の規定に基づくもののほか、この達の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1） 陸自達感染症 陸上自衛隊において感染症とみなす疾患をいう。

- (2) 患者等 感染症患者、疑似症患者及び病原体保有者をいう。
- (3) 感染症患者 臨床症状及び病原体診断の結果により確定された者をいう。
- (4) 疑似症患者 臨床症状を呈しているが病原体診断の結果が未定の者をいう。
- (5) 病原体保有者 病原体を保有しているものの臨床症状を呈していない者をいう。

(感染症の種類及び患者等の取扱い)

第3条 訓令感染症及び陸自達感染症の種類は、別紙第1のとおりとする。

- 2 患者等の保健所への届出、就業制限及び法律に基づく入院等の措置事項は、別紙第2のとおりとする。

(感染症対策の責務)

第4条 方面総監、師団長、旅団長及び駐屯地司令は、率先して感染症の予防に努めるとともに、感染症が発生（集団発生を含む。）したときにはその感染症を最小限に防止しなければならない。

(防疫委員会)

第5条 駐屯地司令は、駐屯地内で感染症が集団発生したとき又はそのおそれがあるとき、及び患者が重症化したとき又はそのおそれがあるときは、防疫委員会を設置することができる。

- 2 防疫委員会は、衛生科幹部を含めた幹部で組織し、委員は駐屯地司令が指名する。
- 3 防疫委員会は、防疫及び患者等の治療に関する事項を審議し、駐屯地司令を補佐する。
- 4 防疫委員会の運営に関しては、駐屯地司令が定める。

(医官の責務)

第6条 医師である隊員（以下「医官」という。）は、平素から感染症に関する知識の啓もう・普及に努めなければならない。また、集団発生が予想されるときには、速やかに駐屯地司令に報告し、必要な助言を行い、発生したときには患者を治療するとともに防疫措置を指導しなければならない。

- 2 医官は、隊員を訓令感染症又は陸自達感染症と診断したときは、隊員に治療法及び他隊員に感染させないための方法等について説明しなければならない。また、訓令第3条の定めるところにより、健康管理者へ直ちに通報しなければならない。

(隊員の責務)

第7条 隊員は、訓令第4条によるほか、陸自達感染症の患者等であると告知されたときは、直ちにその旨を健康管理者に報告するものとする。

(健康管理者の責務)

第8条 健康管理者は、隊員が感染症にり患した場合、偏見や差別によって隊員の人権が損なわれないよう留意し、医官と連携して隊員が良質かつ適切な医療を受けられるようにしなければならない。

(防疫及び診療支援)

第9条 駐屯地司令は、駐屯地内で感染症が集団発生したとき又はそのおそれがあるとき、及び患者が重症化したとき又はそのおそれがあるときは、必要

に応じ防疫及び診療業務に要する人員・資材等の支援を方面総監、師団長又は旅団長に要請するものとする。

- 2 前項の要請があったとき又は感染症の集団発生が憂慮されるとき、あるいは疫学調査のため必要があるときは、陸上幕僚長、方面総監、師団長又は旅団長は防疫及び診療業務に要する人員・資材等の支援を隷下（陸上幕僚長にあっては監督下）の部隊等の長に命ずるものとする。

第2章 感染症の予防 (平素における防疫措置)

第10条 駐屯地司令は、平素における防疫措置として、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策を別紙第3のとおり実施しなければならない。

(発生時の防疫措置)

第11条 駐屯地司令は、駐屯地内外で感染症が集団発生したとき又はそのおそれがあるとき、及び患者が重症化したとき又はそのおそれがあるときは、駐屯地の所在地の保健所長、都道府県知事及び必要に応じ最寄りの部隊等の長と協議し、次の各号に定める防疫期別ごとの防疫措置を別紙第4のとおり実施しなければならない。

(1) 第1期防疫

駐屯地外で感染症が集団発生し、駐屯地内においても患者等が発生するおそれのあるときに行う措置

(2) 第2期防疫

駐屯地内で患者等が発生したときに行う措置

(3) 第3期防疫

駐屯地内で感染症が集団発生したとき又は患者等が重症化したとき若しくは第2期防疫を強化する必要がある場合に行う措置

- 2 駐屯地司令は、隊員以外の患者等である者が駐屯地に入出入りする場合、必要に応じ立入制限又は禁止の処置を講ずるものとする。

- 3 駐屯地司令は、第3期防疫の実施期間中に、特別な処置を必要とするときには、その理由、必要な処置等について順序を経て上申し、指示を受けなければならない。

第3章 患者等に対する医療 (病院における院内感染対策委員会)

第12条 自衛隊中央病院長及び陸上幕僚長が監督する自衛隊地区病院長（以下「病院長」という。）は、院内における感染症の二次的拡大を防止するとともに、患者等が重症化した場合の対応を検討するために、院内感染対策委員会を設置するものとする。

- 2 院内感染対策委員会は、医官を含めた幹部で構成し、委員は病院長が指名する。

- 3 院内感染対策委員会は、院内感染の実態把握、対策の計画、進捗状況の確認、患者の診療に関する事項及び調査研究に関する事項を審議し、病院長を補佐する。

- 4 院内感染対策委員会の運営に関しては、病院長が定める。

(患者等の就業制限)

第13条 健康管理者は、患者等に対し、都道府県知事が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第18条に基づき実施する就業制限を徹底させなければならない。

（調査に対する協力）

第14条 駐屯地司令及び病院長は、都道府県知事又は厚生労働大臣により派遣される職員が行う感染症の発生の状況、動向及び原因の調査に関して協力しなければならない。

（観察病床の設置）

第15条 駐屯地司令又は病院長は、防疫委員会又は院内感染対策委員会の具申を受け、患者等の状態や第13条に基づき採った処置後の経過を観察するため、観察病床を設けることができる。

- 2 観察病床の選定に当たっては、患者等の人権を尊重しつつ、給養、給水、便所、浴場、隣接隊舎、部内の医療施設、交通等を考慮しなければならない。
- 3 患者等と接触した隊員についても必要と認める場合には、必要な期間、感染症の罹患の有無を確認するため観察病床において観察することができる。

（患者等及び死体の移動制限等）

第16条 健康管理者は、駐屯地内において患者等を移動させようとするときには、駐屯地司令の許可を受けなければならない。

- 2 各部隊等の長は、感染症患者及び疑似症患者の死体を移動させようとするときは、感染症法第30条により都道府県知事からの制限等を受けることがある。

第4章 報告等

（報告）

第17条 駐屯地司令は、感染症が発生した場合は、事故報告に関する達（陸上自衛隊第121—2号（41.4.1））第8条に規定する事故速報を行うとともに、次の各号により順序を経て陸上幕僚長に報告するものとする。

（1） 感染症発生詳報

訓令感染症及び陸自達感染症（食中毒を含む。）が集団発生したとき又は重症患者が発生したときは、感染症発生詳報（別紙第5）を第2期防疫を解除した日又は患者の発生がなくなった日から30日以内に報告する。（衛定第23号）

（2） 感染症発生月報

感染症が発生したときは、感染症発生月報（別紙第6）を、翌月20日までに報告する。（衛定第24号）

- 2 駐屯地司令並びに外国の領域で活動する部隊の長は、感染症が発生し、かつ、訓令感染症である場合には（ただし後天性免疫不全症候群は別示）、訓令第6条及び第11条の規定により、順序を経て防衛大臣に報告するものとする。

（資料等の保存）

第18条 駐屯地司令及び病院長は、感染症が発生したときに執った防疫業務又は院内感染対策業務に関する記録を5年間保存しなければならない。

第5章 雑則

(自衛隊地方協力本部)

第19条 自衛隊地方協力本部長は、自衛隊地方協力本部における防疫の実施について、支援駐屯地の援助により、この規則を準用して処理するものとする。

(野外での感染症対策)

第20条 部隊等が駐屯地外にある場合の防疫の実施については、当該部隊等の長は、この規則を準用して処置するものとする。

附 則

- 1 この達は、平成11年9月13日から施行する。
- 2 陸上自衛隊防疫実施規則（陸上自衛隊達第92—7号）は、廃止する。
- 3 陸上自衛隊服務細則（陸上自衛隊達第24—5号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
- 4 陸上自衛隊環境衛生規則（陸上自衛隊達第36—5号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
- 5 陸上自衛隊健康診断実施規則（陸上自衛隊達第36—6号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
- 6 陸上自衛隊予防接種等実施規則（陸上自衛隊達第92—6号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
- 7 事故報告に関する達（陸上自衛隊達第121—2号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則（平成16年3月23日陸上自衛隊達第92—7—1号）
この達は、平成16年4月1日より施行する。

附 則（平成18年7月26日陸上自衛隊達第122—211号）
この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年3月30日陸上自衛隊達第92—7—2号）
この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月29日陸上自衛隊達第92—7—3号）
この達は、平成20年5月29日から施行する。

附 則（平成20年7月23日陸上自衛隊達第122—228号）
この達は、平成20年7月23日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号）
この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成23年2月16日陸上自衛隊達第92—7—4号）
この達は、平成23年2月16日から施行し、同年2月1日から適用する。

附 則（平成23年4月1日陸上自衛隊達第32—19号）
この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月4日陸上自衛隊達第92—7—5号）

この達は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 15 日陸上自衛隊達第 122—315 号）

- 1 この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和 5 年 4 月 28 日陸上自衛隊達第 92—7—6 号）

この達は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

別紙第1（第3条関係）

区分	感染症名	
訓令感染症	一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
	二類感染症	急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）、結核
	三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
	四類感染症	E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く。）、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱
	五類感染症	アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘（入院例に限る。）、先天性風しん症候群、梅毒（無症候性病原体保有者を含む。）、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、麻しん、風しん、後天性免疫不全症候群、薬剤耐性アシネトバクター感染症
	新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ
	新感染症	人から人に伝染すると認められる疾患であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
	指定感染症	既に知られている感染症の疾病であって、感染症法による規定を準拠しなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの。
その他	防衛大臣が、必要の都度別に定める感染症	
陸自達感染症	五類感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、細菌性髄膜炎、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
	食中毒	病原体に起因する食中毒（毒素型食中毒及び感染型食中毒）
	その他	回虫症、疥癬、ガス壊疽、鉤虫症、住血吸虫症、旋毛虫症、肺吸虫症、糞線虫症

別紙第2 (第3条関係)

患者等の取扱い

	感染症名	感染症患者			類似症患者			無症状病原体保有者									
		保健所への届出	就業制限	法律による入院又は入所	保健所への届出	就業制限	法律による入院又は入所	保健所への届出	就業制限	法律による入院又は入所							
訓令感染症	一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病等7疾患	必要	有	入院	必要	有	入院	必要	有	入院						
	二類	重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ (H5N1、H7N9)、結核									無	無	不要	無	無	無	無
		急性灰白髄炎、ジフテリア															
	三類	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス腸管出血性大腸菌症		有	入院	必要	有	入院		必要	有	入院					
	四類	ウエストナイル熱、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q熱等44疾患															
	五類	後天性免疫不全症候群、梅毒		無	無	不要	無	無		無	無						
		上記以外21疾患															
	新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	有	入院	必要	有	入院	必要	有	入院							
新感染症				必要	有	入院											
指定感染症		指定の都度別示															
陸自達感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、細菌性髄膜炎、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等17疾患	不要	無	無	不要	無	無	不要	無	無							
	回虫症、疥癬、ガス壊疽、鉤虫症、住血吸虫症、旋毛虫症、肺吸虫症、糞線虫症	必要	無	無	必要	無	無	不要	無	無							
	食中毒（毒素型、感染型食中毒）																

別紙第3（第10条関係）

平素における防疫措置

対策	目的	実施要領	備考
感染源対策	保健管理の徹底	<ol style="list-style-type: none"> 1 定期、臨時及び特別健康診断の実施 2 患者等の早期受診による早期発見 3 診断結果に基づく適切な処置 	<p>実施の細部は、陸上自衛隊健康診断及び体力検査実施規則（陸上自衛隊達第36—6号）による。</p>
感染経路対策	環境衛生の徹底と衛生情報収集の強化	<ol style="list-style-type: none"> 1 駐屯地の環境衛生監視の徹底 特に給養及び給水施設の清掃、被服類の清潔 2 駐屯地の食品衛生監視の徹底 特に納入時食品検査、糧食班に勤務する隊員の健康管理等 3 駐屯地周辺及び警備担当区域内の感染症発生動向の情報収集 	<p>実施の細部は、陸上自衛隊環境衛生規則（陸上自衛隊達第36—5号）による。</p> <p>消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法については、感染症法施行規則（平成10年厚生省令第99号）第5章の例による。</p>
感受性対策	衛生教育及び個人衛生の徹底	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境衛生、個人衛生及び感染症予防に関する教育 2 予防接種の実施及び個人衛生の徹底 	<p>実施の細部は、陸上自衛隊予防接種等実施規則（陸上自衛隊達第92—6号）による。</p>

別紙第4（第11条関係）

発生時の防疫措置（各防疫期ごとの実施要領）

対策	目的	第1期防疫	第2期防疫	第3期防疫
感染源対策	保健管理の徹底	<ol style="list-style-type: none"> 1 糧食班に勤務する隊員（臨時勤務員及び水道取扱員を含む。以下同じ。）、委託売店等の飲食品取扱者の特別健康診断の実施 2 感染症の疑いがある隊員に対する臨時健康診断の実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 糧食班に勤務する隊員、委託売店等の飲食品取扱者の臨時健康診断の実施 2 接触隊員に対する臨時健康診断の実施 3 患者等の早期発見 	<ol style="list-style-type: none"> 1 駐屯地全員に対する臨時健康診断の実施 2 委託売店等の飲食品取扱者の臨時健康診断の実施
感染経路対策	環境衛生の徹底及び衛生情報の収集	<ol style="list-style-type: none"> 1 ねずみ族、昆虫の駆除の徹底 2 納入時食品検査の徹底 3 末端水道水の遊離残留塩素0.1 mg/L以上（結合残留塩素の場合は、0.4 mg/L以上）の常時保持 4 クリプトスポリジウム症事案にあつては、末端水道水の原虫検索を実施 5 給養施設における食品、調理法、調理器具、調理場等の衛生監視の強化 6 必要により献立、飲食品の変更 7 防疫情報の収集、評価、処置 	<ol style="list-style-type: none"> 1 経口感染症の発生の場合には、末端水道水の遊離残留塩素を自隊給水駐屯地では0.2 mg/L以上（結合残留塩素の場合は、1.5 mg/L以上）の常時保持 2 その他左欄事項の徹底 	左欄事項の強化徹底

感受性 対策	移送制限、疫学調査及び消毒処置等	<ul style="list-style-type: none"> 1 流行地域への立入制限 2 営外居住隊員の場合、必要により当該隊員の出勤停止 3 必要により外来者、糧食品その他搬入物品の制限又は禁止 4 委託売店等の飲食品が汚染し、又はその疑いがある場合は、販売及び授受の制限又は禁止 5 必要な場合、清潔及び消毒の実施 6 汚染物の清潔及び消毒処置前の使用、授受、移転、遺棄の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 1 患者等に対する就業制限 2 必要な場合、駐屯地内立入禁止地域の設定 3 必要な場合、観察病床の設置 4 感染源及び感染経路の調査及びこれに基づく処置 5 接触者の調査 6 その他左欄事項の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 1 外出、休暇、出張及び訓練の制限又は禁止 2 外来者の出入制限又は禁止 3 その他左欄事項の強化徹底
	個人的予防の強化	<ul style="list-style-type: none"> 1 感染症予防に関する教育 2 個人衛生の励行、必要により臨時予防接種の実施 	左欄事項の徹底	左欄事項の強化徹底
その他	必要により防疫委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> 1 防疫委員会の設置 2 必要により防疫班の編成 	<ul style="list-style-type: none"> 1 防疫及び診療支援依頼 2 左欄事項の徹底 	

別紙第5（第17条関係）

発簡番号

発簡年月日

陸上幕僚長 殿

（ 経由）

発簡者名

感染症発生詳報

（衛定第23号）

1 発生状況

（1）病名

（2）発生駐屯地等

ア 名称

イ 人員

（営内居住人員を付記し、人員数は初発年月日現在におけるものとする。以下同じ。）

（3）発生年月日等

ア 発生年月日・時刻

イ 発生場所

ウ 防疫発令年月日（各防疫期の発令された年月日）

エ 届出年月日及び届出先機関名

（4）終息年月日等

ア 終息年月日

イ 防疫解除年月日

（5）発生患者

ア 患者数

（患者等に区分して記入する。患者のイニシャル、性別、年齢、階級及び営内外別の患者数を別紙として添付するものとする。）

イ 死亡者数

ウ 発生率

（ア）患者総数÷駐屯地人員×100

（イ）営内居住の患者数÷営内居住人員×100

（消化器系感染症及び食中毒の場合は、患者数÷共通喫食人員×100）

（6）臨床的事項

ア 患者発見の動機

イ 駐屯地又は部内病院における経過（臨床症状）

ウ 治療の概要

エ 部外医療機関の利用の有無

（特定感染症指定医療機関、第1種又は第2種感染症指定医療機関等）への移送の有無

2 防疫措置

（1）各時期別の主要統制事項

- (2) 防疫班の編成装備
- (3) 上級部隊等の支援
- (4) 都道府県知事（保健所長）からの指導
- (5) 病原体検索実施状況（臨時健康診断、菌検索等）
- (6) 臨時予防接種の実施状況

3 疫学調査

- (1) 発生状況の分析検討
（発病日別、受診日別、病原体検索日別、部隊等別、営内外別、隊舎別、喫食場所別、給排水系別、演習行事別等について分析検討の結果を簡明に記述）
- (2) 推定暴露日及び平均潜伏期間の算出
- (3) 推定感染源又は推定発生源
- (4) 推定感染経路又は推定発生経路

4 教訓事項

今後の施策に資すると思われる事項を具体的に記述

備考：次に掲げる付表及び付図を作成（様式適宜）して添付するものとする。

- 1 付表（感染症の場合は、感染症患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者別）
 - (1) 日別新患者数
 - (2) 自衛官（営内外別）及び事務官等別実患者
 - (3) 階級別実患者
 - (4) 喫食状況調査票（消化器系感染症及び食中毒の場合のみ。）
- 2 付図（感染症の場合は、感染症患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者別）
 - (1) 駐屯地等発生図
主要施設名、医務室、観察病床及び隊舎別発生患者数を付記
 - (2) 駐屯地等周辺発生要図
主要地名、発生地名、部外医療機関名及び日別発生患者数を付記

別紙第6（第17条関係）
 発簡番号
 発簡年月日

陸上幕僚長 殿
 （ 経由）

発簡者名

感染症発生月報（ 月分）
 （衛定第24号）

	感染症名	感染症患者数	疑似症患者数	病原体保有者数	死亡者数	計	備考	
							原因	届出月日等
訓令感染症								
	計							
陸自達感染症								
	計							
合計								

- 記述要領：1 備考の原因欄には、次の原因の中から選択し記号で記入するものとする。
- 01 調理員等の患者（病原体保有者）に原因する食事の汚染
 - 02 水系の汚染
 - 03 ねずみ族、昆虫等の媒介
 - 04 納入食品の起因する汚染
 - 05 隊内患者（病原体保有者）に起因する感染
 - 06 営舎外における感染
 - 07 国外での感染
 - 08 その他
- 2 備考の届出月日等欄には、次の内容を記入するものとする。
- (1) 保健所へ届け出た場合は、届出月日及び保健所名
 - (2) 細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症及び食中毒の場合は、菌検索の実施数